

(別記)一

解雇手当

三年以上五年未満ノモノニ對シテ日給ノ七日ニ勤続年
数ヲ乘シタル金額

五年以上十年未満ハ十日ニ勤続年数ヲ乘シタル金額
十年以上十五年未満ハ十五日ニ勤続年数ヲ乘シタル
金額

三ヶ年勤続以下ノモノニ對シテハ相當手當ヲ支給ス
但シ一ヶ年ニ滿タサルモノハ之ヲ切捨リルモノト
ス。(了)

(別記)二 嘆願書